

(2) 「子ども及び保護者に対し、入所可能な施設を紹介する際、一般的に以下のどの方法を取っていますか」という問いに対し、約6割が「選択可能なすべての施設を紹介する」と回答する一方で、「1つの施設のみ紹介する」との回答も4割ある。後者を選択した理由として、「保護者や児童本人が希望する施設が児相から見て妥当でない場合があるため」という点などが指摘されている。

(3) 「入所可能な施設を紹介する際に重視する点について、「地理的距離」「当該施設の力量」「子どもや保護者の希望」の3つについての順位を問うた質問である。「力量」→「希望」→「距離」の順を選んだ回答が58.7%と最も多く、次いで「力量」→「距離」→「希望」が26.1%と2番目に多い。

(4) 「特定の施設への入所者数の減少が、その施設の職員配置数等に悪影響を与える可能性が高い場合、どの程度当該施設への入所措置を優先的に考慮しますか」という問いに対し、72.3%が「少しは考慮する」と回答している。その理由として、「現在入所している児童への処遇力が低下することを防ぐため」「(長期的に見て)供給量低下に繋がることを防ぐため」といった点を挙げている。

(5) 入所可能な施設を紹介する際に、一般的に行っている方法として、「自分の知識に基づいて情報提供する」→「施設紹介のパンフレットを見せる」→「施設見学させる」→「施設職員に児童相談所で施設紹介させる」→「体験入所させる」という順番で一般的に行われていることが読みとれる。また、「施設見学」までは「時々は行っている」が、体験入所」となると「ほとんど行っていない」とする回答が8割を超える。

(6) 「施設入所の時期や具体的施設名を、児童本人にいつ頃伝えるのか」という問いに対し、児童自立支援施設については「入所日当日や前日」との回答が多い。児童養護施設については「2週間前」もしくは「処遇決定会議終了後速やかに」との回答が多い。児童自立支援施設入所について直前まで伝えない理由として「前もって知ることによって不安が高まるため」との指摘があった。

(7) 「入所の際の情報提供として工夫している点」として、パンフレットやビデオの活用などを挙げる意見が多い。また、「一時保護委託の活用」を指摘する意見もあり、「体験入所」とは異なるが類似の効果を及ぼす手段の一つとして認識されているようである。

(8) 「情報提供の今後のあり方」として、「施設と児童相談所の協力関係の強化」やビデオの充実などを挙げる意見が多い。ビデオについては、「良い場面しか写さないのでは」という否定的な見解もあった。

児童相談所における施設紹介に関する調査

児童の権利保障研究会

まず、この調査に記入される方の職名をご記入下さい。 → ()

問1 施設入所措置等を検討するに際し、子ども及び保護者に対して、一般的に、里親制度の紹介を行っていますか。

- | | |
|------------|------------|
| 1. 行っている。 | 24 (50.0%) |
| 2. 行っていない。 | 24 (50.0%) |
| | 無回答 1 |

問1の2

問1で 2. を選択した方のみ、その理由をお教え下さい。

- * 養育里親の登録が少ない。
- * 保護者に養育の意思が認められない場合に限り、里親を紹介する。
- * 里親の大半が養子縁組希望のため、子どもを里親にとられるとの意識が強い。
- * 長期希望の里親が少ない。
- * 保護者が希望する場合のみ紹介する。
- * 養育里親でも保護者の面会・外泊を望まない里親がほとんどである。
- * 日常業務に追われ、里親の研修が不十分である。

問2 子ども及び保護者に対し、入所可能な施設を紹介する際、一般的に以下のどの方法を採用していますか。 1. ～2. の中から最も近い方法を一つお選び下さい。

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 選択可能なすべての施設を紹介する。 | 29 (59.2%) |
| 2. 1つの施設を紹介する。 | 20 (40.8%) |

問2の2

問2で 2. を選択した方のみ、その理由をお教え下さい。

- * 保護者から選択をまかされる場合が多い。
- * 性別・年齢等により選択の余地がほとんどない。
- * 最もふさわしい施設を児相側で判断し、同意を得るのが一般的である。
- * 処遇決定会議で決めた一つのみを紹介することになっている。
- * 施設の特徴を踏まえた上で、一つの施設のみ紹介する。
- * 子どもや保護者にとって意味のある判断基準を示すことは困難である。
- * 保護者や児童本人が希望する施設が児相からみて妥当でない場合があるため。

問3 子ども及び保護者に対し、入所可能な施設を紹介する際、一般的に以下（A， B， C）の点をどういう順番で重視しますか。
重視している順として、あなたの考えに最も近いものを 1. ～ 6. の中から一つお選び下さい。

- | | |
|---|------------------------|
| A | 児童の家庭と入所予定施設との地理的距離。 |
| B | 児童が抱えている問題に対する当該施設の力量。 |
| C | 子どもや保護者の希望。 |

	第1位	第2位	第3位	
1.	A	B	C	0 (0.0%)
2.	A	C	B	2 (4.3%)
3.	B	A	C	12 (26.1%)
4.	B	C	A	27 (58.7%)
5.	C	A	B	2 (4.3%)
6.	C	B	A	3 (6.5%)
				無回答 2
				無効 1

問4 特定の施設への入所者数の減少が、その施設の職員配置数に悪影響を与える可能性が高い場合、どの程度当該施設への入所措置を優先的に考慮しますか。あなたの考えに最も近いものを、以下の1. ～ 4. の中から一つお選び下さい。

1. とても考慮する。	4 (8.5%)
2. すこしは考慮する。	34 (72.3%)
3. ほとんど考慮しない	5 (10.6%)
4. まったく考慮しない。	4 (8.5%)
	無回答 2

問4の2

問4でそれぞれの選択肢を選んだ理由についてお教え下さい。

- | | |
|---|--|
| 1 | →当該施設で対応可能な児童を措置することにより、施設の存続をはかるべき。 |
| 2 | →現在入所している児童への処遇力が低下しないように配慮することは児童相談所の役割である。／福祉供給の低下に繋がることを避けるため。／特に問題のないケースの場合、充足率を考慮する場合がある。 |
| 3 | →入所者が少ないために充分手をかけてもらえる可能性があるため。／子どもの条件を優先するので、定員開差が生じるのはやむを得ない。 |
| 4 | →子どもの幸せをを考えるべきで、特定施設の入所者数の減は考慮すべきでない。 |

問5 子どもに対し、入所可能な施設を紹介する際、一般的に以下の方法をどの程度行っていますか。

- (1) 施設見学させる。
- | | |
|----------------|------------|
| 1. いつも行っている。 | 5 (10.2%) |
| 2. 時々行っている。 | 36 (73.5%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 8 (16.3%) |
- (2) 体験入所させる。
- | | |
|----------------|------------|
| 1. いつも行っている。 | 0 (0.0%) |
| 2. 時々行っている。 | 9 (18.4%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 40 (81.6%) |
- (3) 施設職員に児童相談所で施設紹介をさせる。
- | | |
|----------------|------------|
| 1. いつも行っている。 | 1 (2.0%) |
| 2. 時々行っている。 | 21 (42.9%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 27 (55.1%) |
- (4) 施設紹介のパンフレットを見せる。
- | | |
|----------------|------------|
| 1. いつも行っている。 | 26 (54.2%) |
| 2. 時々行っている。 | 19 (39.6%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 3 (6.3%) |
- 無回答 1
- (5) 自分の知識に基づいて情報提供する。
- | | |
|----------------|------------|
| 1. いつも行っている。 | 43 (87.8%) |
| 2. 時々行っている。 | 6 (12.2%) |
| 3. ほとんど行っていない。 | 0 (0.0%) |

(6) 施設紹介の方法として有効と思われる方法があればお教え下さい。

- *ビデオによる紹介。
- *施設職員との面接は児童の入所に向けた動機付けにつながる。
- *一時保護中の気分転換のためのドライブを兼ねて、施設訪問をする。
- *幼児・年少児童を中心に、見学して施設職員に会って話をするにより、入所受け入れがスムーズになる。
- *担当ワーカー自身が施設を充分に知るために施設を体験する。
- *パンフレットや日課表を見せる。
- *施設見学は望ましいが、業務多忙で実行困難である。

問6 施設入所の時期、及び、具体的施設名について、児童本人に伝えるのは一般的にいつ頃ですか。（1）児童自立支援施設、（2）児童養護施設に分けて、それぞれよくお取りになる方法、及びその理由についてお教え下さい。

（1）児童自立支援施設

- *入所に向けた動機付けをはかるため原則2～3日前。
- *1週間くらい前。
- *入所日当日又は前日が多い。本来ならば、時間をかけ入所への意識付けをしてからが良いが、子どもの積極的理解が難しいため。
- *処遇決定会議終了後速やかに伝える。
- *一時保護に際して、施設入所の検討が目的であることを伝える。面接を通じて動機付けをはかり、処遇会議後に正式に伝える。
- *当日の朝、一時保護課長から伝える。
- *前もって知ることによって不安が高まる子もいるため、前日まで伝えないこともある。

（2）児童養護施設

- *施設側から内諾が採れた段階で施設名を伝える。入所日程は、確定次第伝える。数日前のことが多い。
- *処遇決定会議終了後速やかに伝える。
- *施設見学をさせる場合は2週間以上前。その他は1週間程度前。
- *一時保護を実施する際に施設入所の時期を概説する。具体的な施設名については総合的な調整がついた後。
- *処遇会議後、日程等が決まった時点で直ぐに伝える。

問7 施設入所の際の情報提供として工夫している点をお教え下さい。

- *児童養護施設については、パンフレットを利用して施設の概要を説明する。児童自立支援施設については、不安を抱いている場合もあるので、施設見学を実施することも多い。国立についてはビデオにより紹介している。
- *出来る限り、事前に本人及び保護者に対して、施設の内容（帰省、面会、退所の時期など）を充分説明して、納得してもらうように努めている。
- *施設見学、体験入園、一時保護委託の活用などを行っている。
- *通学する学校、園内の年齢構成、居住単位や部屋、行事などケースワーカーが施設訪問して知り得ていることを具体的に説明する。年長児には進路についても園生の具体例を示している。

問 8 今後、施設入所の際の情報提供はどのように行うべきであると考えておられますか。現在のお考えをお教え下さい。

- *施設と児相が共同で説明を行う。
- *ビデオでは良い場面しか写らないので、体験入所等を中心とすべき。
- *同種類の施設がどこにあるのかは最低限すべて伝えなくてはならないだろう。その上で、児童、保護者に選択させ、児相側の考えと異なる場合には、その理由を説明する必要がある。
- *年長児については、施設見学をさせるべき。
- *施設職員に来てもらっての説明、施設見学などは有効だが、現在の業務量の中ですべての全ケース行うことを義務づけると、形式的になってしまうおそれがある。
- *入所可能な施設は限られてしまうが、すべての施設の内容をコンパクトに映像化したビデオを作成し、こんな施設もあるんだという情報は伝えても良いのではないか。
- *「仮称・こどもの人権ノート」の作成作業を、児童養護施設と児童相談所で行っている。作成後は施設入所児童に配布・説明を行う。

問 9 あなたが活動しておられる地域（都道府県・指定都市）で、情報公開・情報提供を積極的に行っておられる施設があれば、施設名と概要をお教え下さい。いくつでもかまいません。施設には、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設（教護院）、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（母子寮）を含めてお考え下さい。

施設名	施設種別	情報公開・情報提供の内容・方法などの概要
A施設	児童養護施設	虚弱児施設から児童養護施設に変わったのを機に、名称を「○○○」と（大幅に）改称し、パンフレットも独自のものに改めた。また、（インターネット上に）ホームページも開き、そこで施設紹介を行っている。
B施設	児童自立支援施設	教育委員会、学校関係者への説明会の開催。
C施設	児童自立支援施設	児童相談所と連携して、入所の可能性のあるケースの見学を積極的に受け入れている。担当福祉司の立ち会いのもと、職員から施設の概要、実際の生活等について説明の上、園内の見学を実施している。
D施設	児童養護施設	施設を卒園し、大学進学を希望しても経済的な理由で（進学を）断念しなければならない現状に（ついて理解してもらうために）、コンサートを開催し、収益金で「自立援助」を行う。
E施設	児童養護施設	ビデオにより、施設内生活の紹介を行う。
F施設	児童養護施設	施設の行事などに地域の人参加を呼びかけている。また、地域交流のためにホールを開放している。
G施設	児童養護施設	地域住民向けの公開講座を行っている。
H施設	乳児院	乳幼児を持つ地域の母子に呼びかけ、子育て講座を開いている。
I施設	乳児院	ポスターを作成し、関係機関等に配布し、掲示してもらっている。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

*施設紹介のために用意されている資料等（パンフレットやビデオなどを含む）がありましたら、可能な限りお送り戴ければ幸いです。

3.情報提供に関するヒアリング調査

(1)関東

新保幸男（愛知教育大学）

I、調査目的

児童相談所における措置決定過程等において、児童福祉司等がどのような情報提供を行っているのかについて、その現状を把握すること。

II、調査方法の概要

以下の条件に合致する入所措置ケースを10ケースほど児童相談所に選定していただいた上で、それぞれのケースごとに、1)児童福祉司、2)児童、3)保護者、4)入所した施設の長に対し、どのような情報提供を行ったり、受けたりしたのかについてヒアリング調査を実施する。

III、調査対象ケースの例示

- ①親や児童の意向と児童相談所の意向とが反したケース
- ②複数の児童養護施設を紹介したケース
- ③施設側が受け入れを拒否したケース
- ④保護者が、強引に児童の引き取りを要求したケース
- ⑤高校生ケース
- ⑥保護者や児童が積極的に情報提供を求めたケース
- ⑦児童自らが積極的に施設入所を児童相談所に求めたケース

*なお、①～⑦とも「児童養護施設」入所ケースを優先する。「児童自立支援施設」や「情緒障害児短期治療施設」入所ケースでも可。

IV、ヒアリング内容

①児童福祉司に対して

- 「他の施設や里親制度についての説明を行ったか」
- 「具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ児童本人に伝えたか」
- 「児童及び親に対し、入所理由及び入所対象施設をどう説明したか」
- 「入所理由及び入所対象施設についてどのように理解しているか。また、その内容は児童及び保護者に説明した内容と同じか」
- 「今後、どのように情報提供を行うべきと考えているか」

②児童に対して

- 「入所の際に、児童相談所や施設からどのような説明を受けたか」
- 「他の施設や里親制度についての説明を受けたか」
- 「具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ知らされたか」
- 「施設入所後にどのような（親の動向など）情報提供を受けたか」
- 「施設生活をする上で、著しい不満が生じたことがあったか。もしあるならば、どのように対応したか」
- 「今後、どのように情報提供が行われるべきと考えるか」

③保護者に対して

- 「入所の際に、児童相談所や施設からどのような説明を受けたか」
- 「他の施設や里親制度についての説明を受けたか」
- 「具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ知らされたか」
- 「今後、どのように情報提供が行われるべきと考えるか」

④施設長に対して

- 「児童及び保護者に対して、施設をどのように説明したか」
- 「処遇内容が妥当であるか否かをどのように判断しているか」
- 「今後、どのように情報提供が行われるべきと考えているか」

IV、ヒアリングを実施する者

*上記①及び④については新保が行う。

*上記②及び③については「児童福祉司（直接の担当者以外）」が行う。

V、ヒアリング時期

平成10年9月～10月。

VI、調査対象ケースの概要

A-01 上記Ⅲの対象ケースの例示のうち①④⑤⑥⑦に相当。

昭和57年1月（女）、児童自立支援施設入所（10年4月）

母親の愛人による性的虐待。入所後無断外出が続き、平成10年9月現在一時保護所にいる。

A-02 ①⑥

昭和58年6月（女）、児童養護施設入所（10年4月）

不登校及び実母からの虐待。実父海外長期出張のため、実父が入所希望、実母は入所に反対。

A-03 ②③⑦

昭和58年3月（男）、児童自立支援施設入所（10年4月）

上級生からのいじめで不登校。実母の精神的不安定さ、学業不振もあり、本人が入所希望。

A-04 ①④

昭和60年3月（男）、児童養護施設入所（10年7月）

父親からの身体的虐待。ひったくりにより警察署から通告。父子間の関係調整について2号措置を行うが不調のため入所措置へ。

A-05 ①④⑥

昭和62年3月（女）、児童養護施設入所（8年7月）

継父より身体的虐待。近隣の人が児童相談所に同行してきた。家庭引き取りに対する継父の意思が強く、継父入院中に実母のみ同意で入所措置。

A-06 ④

平成元年8月（女）、児童養護施設入所（10年2月）
放置のため警察より身柄付通告。当初、保護者は入所に同意したが、実母と施設の折り合い悪く家庭引き取り要求。8月に措置解除となり、現在（平成10年9月現在）児童福祉司指導（2号措置）中。

A-07 ①

平成2年7月（男）、児童養護施設入所（10年7月）
父、精神分裂病で措置入院後海外へ。母、知的障害、経済的能力・養育能力乏しい。母子生活支援施設入所も検討したが、母は婦人保護施設へ。父帰国し、家庭引き取り要求強い。

A-08 ①

平成2年11月（男）、児童養護施設入所（10年3月）
実父、継母による身体的虐待。部屋に鍵をかけて食事を与えないため警察署より身柄付通告。入所に対する保護者の同意がなかなか得られなかった。

A-09 ①④

平成3年1月（女）、児童養護施設入所（10年4月）
実父母による身体的虐待。一時保護期間中の家庭引き取り要求が強かった。

A-10 ⑥⑦

平成3年7月（女）、児童養護施設入所（10年8月）
継母及び継母の連れ子との人間関係悪い。実父、継母とも家庭引き取りの意思あるが、本人が施設入所を強く希望。

<結果の概要>

I、現時点でのまとめ

- ①児童福祉司による「児童本人」「保護者」「施設長」に対する入所理由説明は、それぞれ異なることがある。例えば、虐待ケースの場合、
児童本人には「落ち着いた生活環境を確保すること」、
保護者には「学校に行かない子どもに学習の機会を確保すること」、
施設長には「児童虐待に伴う心理的ケアと児童保護の必要性」を

それぞれ入所理由として示すという具合にである。

②児童福祉司による施設紹介は、一時保護所との比較で行われている。

*比較のポイントは、

教育を受けられること、広い空間があることである。プラスイメージの点だけが情報として伝えられがちである。

→入所後、マイナス面について児童が不満感を感じることになる。

→児童福祉司等は入所措置をとり、児童の生活を安定させることを優先させる傾向にある。

③年齢別情報提供内容・方法

*小学校低学年の場合、抽象的概念の理解が不十分であり、生活を実体験した（体験入所等）機会を活用する必要がある。

*小学校高学年程度になると、パンフレットを使用した口頭での施設説明が可能となる。

*中学生の場合、「小遣い、外出許可、自由さ」といった点についての情報提供が不可欠である。

④施設職員による情報提供

*入所予定児童が一時保護所の職員や児童福祉司などと施設訪問し、施設長や担当予定保母などから施設生活などについて説明を受けることは、当該児童に安心感を与えると共に、施設職員側にもより適切な受け入れ準備態勢を整えるために必要な種々の情報を得る機会を提供することになる。

*担当保母などが一時保護所に来所して、施設生活などの説明を行うことは、次善の策として有効である。

⑤「入所できない施設」についての情報提供

*調査対象となった保護者や中学生の中には、「入所できなくても他の施設の情報も知りたいとの希望もあった。「満床状態である情報や、なぜその施設が適当なのかを他の施設との比較の中で説明して欲しい」と保護者や中学生が考えている一方で、児童福祉司については、入所できない施設に関して積極的な情報提供を行うことの必要性を指摘する意見はない。

(2)関西 (市村好弘 岡田隆 垣内陽子 川越純一郎 桐野由美子 合田誠 桜井智恵子
曾田俊子 富田定芳 名井信一 農野寛治)

1. はじめに

これまでの社会福祉の制度や施策は、人間の生存権をはじめとして生活・教育などの諸々の社会権を確保すべく取り組まれてきた。しかし、現代の社会においては、単に社会権の獲得だけではなく、個人の意志や人身の自由などの自由権をも保障する方向へ向かっている。つまり、社会権の確立と同時に、自由権をも社会福祉のシステムに組み込むことを想定し始めたと言える。これは、第二次世界大戦以降、個人の尊厳を尊重する人権思想が世界的な潮流となったこと、さらにはその中で、社会が個人を恣意的に扱うことへの反省がある。

1994年に日本でも批准された児童の権利に関する条約では、子どもにも大人と同じく市民としての観点から、子どもの社会権と自由権とを認めている。そこでは単に大人から一方的に庇護されるだけの存在ではない一個の人間としての尊厳を見いだすことができる。この児童の権利に関する条約の国内での発効に伴い、児童養護施設等に措置される子どもに対して、権利を説明する小冊子が配布されるようになったことや、児童相談所と施設とが、それぞれに家族と子どもへの支援計画を策定することになったこと、また施設でのケア基準の策定など、個別の子どもや家族へのきめの細かい援助とその場合に社会が担う説明責任 (accountability) を確保しようとしていることは、前述の自由権保障の流れにそったものとして評価できる。しかし、真の意味での自由権を保障するためには、子どもや家族の意志が十分に表明されることが必要である。そして、個人の意志が十分に表明されるためには、意志を形成するための情報が的確に提供され、当事者によって、それらが吟味されていることは欠かせない条件である。

今回実施された調査は、児童養護系の施設、特に児童養護施設と児童自立支援施設、里親に措置委託された子どもと家族とが、どのような情報提供を受けているかの実態を調べたものである。

従来からこれらの施設では、人間関係の不調によって示される様々な問題の坩堝の中で、個人の意志と社会通念とが相容れない様相を示す家族の存在が示唆されてきた領域である。それはいわば社会の意志と個人の意志とをめぐって拮抗している状態の中で「子どもの社会的保護の是非を判断する」という事態に直面してきたと言える。

痴呆性老人の介護の問題は家族だけでは限界があり、高齢者の社会的な介護の必要性が一般的にも認められるようになったことで、老人の居住施設が過去の社会福祉施設に付せられたスティグマの呪縛から解放された。また、利用・契約の観念をいち早く獲得し、また女性の社会的な自己実現という誘因によって、働く女性の増加を促した結果、就労する女性の社会的子育て支援の要求から、保育所が利用という観点からは柔軟性の乏しい行政措置制度からの脱却を試みるなどの動きが近年の社会福祉施設を取り巻く状況にはある。

このような中で、児童養護系の施設は前述したように、利用する側の意志と動機づけにおいて、そのサービスを提供する社会の側と一致しないケースも存在する。社会的なサービスを受けるということは、利用者側の同意を前提とする方向が現代の潮流であるとするなら、これらの児童養護系の施設については、一体どのように考えてゆけば良いのだから

うか。この結論は早急には考えられないし、また的確な方向性を示すには、まだまだ力量はないと思う。しかし今回の調査は、あくまでも現時点での実態調査であり、その域を超えるものではないとしても、少なくともこの問題を検討する上で妥当性と信頼性のあるデータをまとめて提供することには真摯な姿勢で望みたいという研究者や現場の実践家が集まって実施したものである。この報告をもとに関係者が議論をより深めていただくことができれば、私たちの労は報われるだろうと考えている。

今回の調査を実施するにあたって、どのような視点や枠組みを構築したのかということ、まず始めに提示しておくことにする。今回の視点は、前述してきた目的に沿って「児童養護系の施設を利用・契約型として見た場合」とする。その枠組みとしては、次の5つのものを想定した。

- ①保護者や子どもにサービス選択の余地があること。
- ②そのために、きめの細かい情報が提供されていること。
- ③サービスの選択が保護者や子どもにとって納得がいくものであること。つまり、利用者側が自身のニーズを把握・理解し、サービスを受けることがその充足につながるという点で一致していること。
- ④サービスを受けることによる成果が見えていること。
- ⑤サービスの成果を検討し、場合によっては不服の申し立てや、サービスを途中で解除することができること。

2. 調査の概要

1) 調査対象の抽出と対象数

調査対象は、A児童相談所がここ1年以内に、児童養護施設、児童自立支援施設または里親に措置したケースの中から、情報提供等で問題があったと考えられるものを中心に、下記の7つの枠組みで抽出した。

- ①親や児童の意向と児童相談所の意向とが反したケース（1）
- ②複数の児童福祉施設を紹介したケース（2）
- ③施設側が受け入れを拒否したケース（3）
- ④保護者が、強引に児童の引き取りを要求したケース（1）
- ⑤高校生ケース（2）
- ⑥保護者や児童が積極的に情報提供を求めたケース（3）
- ⑦児童自らが積極的に施設入所を求めたケース（5）

この枠組みに基づき、12ケースを抽出したが、1ケースは一時保護のみで措置に至らず、調査対象からはずした。その結果、最終的には11ケースを調査対象とした。

当然のことながら、抽出された調査対象は、7つの枠組みの複数にまたがるものがある。重複を含めて、調査対象の11ケースを分類した結果が、枠組み末の（ ）内の数値である。

2) ヒアリングの視点およびヒアリング者

ヒアリングは、調査対象ケースについて、ケース担当の児童福祉司、措置委託先、保護者さらに児童自身の4者に対して行った。関係者ごとのヒアリングの視点は、以下の通りである。

ヒアリングは、ケース担当の児童福祉司および措置委託先については要保護児童の福祉を専門とする研究者が、保護者および児童については担当の児童福祉司以外の児童相談所職員が行った。ただし、保護者へのヒアリングは、今後の円滑な援助関係が阻害される状況が想定される場合など、実施上の問題がある場合には実施しなかった。

①児童福祉司

- ・他の施設や里親制度についての説明を行ったか。
- ・具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ児童本人に伝えたか。
- ・児童および保護者に対し、入所理由および入所対象施設をどう説明したか。
- ・入所理由および入所対象施設についてどのように理解しているか。また、その内容は児童および保護者に説明した内容と同じか。
- ・今後、どのように情報提供を行うべきと考えているか。

②措置委託先

- ・児童および保護者に対して、施設をどのような説明をしたか。
- ・処遇内容が妥当であるか否かをどのように判断しているか。
- ・児童や保護者の意向について、児童相談所からどのような説明を受けたか。
- ・今後、どのように情報提供が行われるべきと考えているか。

③保護者

- ・入所の際に、児童相談所や施設からどのような説明を受けたか
- ・他の施設や里親制度についての説明を受けたか。
- ・具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ知らされたか。
- ・今後、どのように情報提供が行われるべきと考えるか。

④児童

- ・入所の際に、児童相談所や施設からどのような説明を受けたか。
- ・他の施設や里親制度についての説明を受けたか。
- ・具体的施設名を示した上での入所決定内容を、いつ知らされたか。
- ・施設入所後にどのような（親の動向など）情報提供を受けたか。
- ・施設生活をする上で、著しい不満が生じたことがあったか。もしあるならば、どのように対応したか。
- ・今後、どのように情報提供が行われるべきと考えるか。

3) 調査期間

調査期間は、平成10年10月13日から11月13日まで。各調査メンバーが個別に時間調整の上で実施した。

3. 関西ワーキング・グループの構成

【本研究会会員】 津崎哲郎 山縣文治

【関西担当会員】 市村好弘 岡田隆 垣内陽子 川越純一郎 桐野由美子 合田誠
桜井智恵子 曾田俊子 富田定芳 名井信一 農野寛治

4. 調査結果の総括

はじめに契約・利用型施設であるための5つの枠組みを提示したが、それに基づいて若干のコメントを付して結果の総括とする。

1) 保護者や子どもにサービス選択の余地があること

養護系児童福祉サービスについては、多くの地域において量的には選択の余地はあるが、A自治体のような都市部の一部においては、量的不足もみられる。また、委託先のケア能力や地理的条件など、質的には問題を抱えている場合が多い。

ケース4では、すでに高校生であり、学区内での通学可能という条件によって、措置に関しては、ほとんど選択の余地はなかった。その他にも、ケースの状況からくる諸条件で、措置委託先そのものが、かなり絞られているものもある。

2) 選択のためにきめ細かい情報が提供されていること

児童の権利に関する条約や社会福祉基礎構造改革などの動きもあって、子どもや家族への情報提供に関する現場の意識はかなり高い。措置決定に際して、提示できる視覚的資料、措置委託先の見学、措置委託先による施設説明など、情報提供の内容や方法については、今後検討すべき課題は多い。

ただし、日課や設備、提供資源など措置委託先のハード面の説明は比較的可能でも、既委託児童の様子や生活の雰囲気、職員の子どもに対する対応の仕方などソフト面の説明はケア目標との関係等もあり、困難な部分も見受けられる。この点では措置委託する児童相談所が各措置委託先と、かなり緊密な関係を常時保ち、両者がいかに質量ともの情報を共有できているかが課題となる。

措置委託先見学に関しては、もし子どもが見学後に拒否した場合、どれだけ代替のものを提供できるかということになると、現状では、あれもこれもという選択肢がないことも現実には存在する。さらに、措置後についても委託先の変更が自由であるという状況は、子どもが安定しないというおそれを増すことにつながるかもしれない。

3) サービスの選択が保護者や子どもにとって納得がいくものであること

これは、児童養護系の施設においては、かなり難しい問題である。今回の調査においてもみられるように、児童福祉法第28条の措置などによる入所では、保護者との連携が困難な場合もある。それでも保護者や子どもを説得し納得させている努力が伺えるが、ソーシャルワーク技能を駆使しながらクライアントを支援するということを考えた場合、現行の児童相談所職員の体制では、個々人に大きな負担がかかっていることも容易に予想できる。

4) ケアに対する成果が見えること

養護相談のケースは刻々と変化している。そして、その変化に柔軟に対応するのがソーシャルワークである。このような認識が相互に共有できるクライアントには、サービスを受けることでの効果も当初から明確に理解される。しかし、そのようなケースばかりではないことは、今回の報告にもみられる通りである。

子どもも保護者も措置を受けることで生活が大きく変化する。その変化を把握しながら、

援助が行われるが、予測のつかない事態がその中で生ずることもある。ケース3では、施設に措置された後に、後から措置された子どもに振り回されて問題行動を起こしている。措置する時点で、ケースがどのように展開するかには細心の注意を払って検討しておくことが重要であるが、情報提供は、施設措置後も継続的に必要である。親子にとって必要な情報は常に動いており、その中で必要な情報を把握して提示し、利用者の合意をその都度得るということが必要である。

当然のことながら、措置委託後に必要な情報も存在する。とりわけ、援助計画に沿って計画的にケアを実施する場合、目標達成に必要な外部情報が常に存在する。これは、ケアの最大の目的であるケア効果を高めることにつながる。

5) 不服の申し立てなどサービスを途中で変更あるいは解除することができること

ケース11のように、一時保護所や施設から保護者が強引に引き取っていく場合がある。これは決して特異なケースではなく、従来からも要保護児童の現場では散見された問題である。子どもの最善の利益の保護が侵される事態は、当然問題である。

これらの状況に対して、児童福祉法第28条の適用や子どもの身柄の確保、保護者が自宅に連れ帰ることを阻止する保全処分などの方策が実施、検討されてきているが、このような問題は、利用・契約という観点とはかなり趣を異にするものである。一方では、施設入所の社会的権限の強化が、もう一方では、保護者や子どもの拒否権の保障と、社会的な権限からの回避との双方を確保できるシステムが求められている。一見相矛盾する2つの要求を、一つのシステム内でどのように調整するか、また法的枠組みのみならず、実践場面での有効性をどう高めるかが課題である。

4. おわりに

今回の調査は、あくまで入所時の情報提供のあり方に焦点を当てたものである。しかしながら、単に施設入所時点での取り組みだけでなく、入所後の時間的経過の中で論ずべき課題も多く浮かび上がってきた。つまり、①施設入所以前にいかに関係者や子どもを説得、納得させられるかということ、②どのような資源を集めるとそのようなサービスを構築できるのかということ、③子どもが施設に入所した後に、家族や子どもと関わる諸機関が、どのように連携しどのような情報を収集して、どのような情報を保護者や子どもに提示するかということ、④子どもや家族が受けているサービスの不満や不服がある場合にはそれを受け止める第三機関が必要であることなど、入所時の情報提供との関係で対応や内容が変わるものの多いということである。すなわち、かなり総合的で、しかもその部分部分において整合性のある情報提供のシステムが求められるということである。

これらの総合的なシステムの中で、情報を収集し提供することは、相当な責任を要する。果たしてどこが、その情報に対する説明責任(accountability)や対応責(responsibility)を担えばよいのか。今回調査したケースは、多くの事例のほんの断片的なものにすぎない。しかしながら、その中で実務上検討すべき多くの課題が明らかにされたことも事実である。

5. 個別ケースの概要

<p>ケース No. 1</p>	<p>性別および年齢</p> <p>男 11歳</p>	<p>ケース抽出上の類型</p> <p>・施設側が受け入れを拒否したケース</p>
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は実母。主訴は「家出、万引き。本児も一時保護所入所を希望している」。子どもはきょうだいで家出。他県で保護され、警察より本児童相談所に照会。子どもたちは一時保護所の印象が良く、施設入所を希望。親権者の実母も本児らに手を焼いており同意する。</p> <p>担当の児童福祉司は早期から施設措置を想定して対応する。教護ケースではあったが、児童養護施設入所をすすめ、子どもたちと実母に説明、説得し措置した。</p> <p>しかし、施設措置後に本児が問題行動を起こしたため、施設より措置変更の希望がでる。再相談者は、児童養護施設の施設長。主訴は「施設内不適応。処遇について相談したい」。児童養護施設、実母、本児と相談の上、児童自立支援施設に再措置された。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>最初の措置先である児童養護施設は、児童相談所の判断で選択。理由は、子どもの学力が低く、当該施設が院内学校を設置していること。また、院内学校と施設生活との連携で、きめの細かい指導を期待していた。実母と子どもには、児童福祉司が施設のパンフレットを使用して説明。また、心理判定員同席での説明もした。実母は自身の生育歴の中で施設生活の体験があったらしく、説明に理解を示し、好印象を持った様子。実母の希望としては、兄弟で問題行動を起こしていたため、別々の施設を希望していたが、同一施設にすることについては児童相談所で判断した。本児は施設措置に揺らぎもあったが希望はでなかった。</p> <p>再措置については、関係者は「仕方ない」というもので要望は出なかった。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童養護施設および児童自立支援施設での聞き取りを実施。児童養護施設では、実母・子どもたちともに入所時に施設の説明をした。要望は特になかった。入所後、本児のみ問題行動を起こしたが、問題を起こすと次は児童自立支援施設という了解が子どもたちの中にはある。</p> <p>児童自立支援施設には実母はわらをもすがる気持ちで来た。通常この施設に来る保護者の関心は「子どもが落ち着いてくれること」、「子どもを施設に預けることが親として間違っていないか」というところにある。このケースの場合も同じ。その他に実母からの要望はなかった。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>入所の際に措置の理由についての説明を受けた。施設のパンフレットを見せてもらい、日課、面会、外泊、小遣いなどの説明を受けた。進路についてもその都度相談していこうと説明された。里親制度の説明についてはなされていない。施設措置の決定を知らされたのは、子どもが既に施設へ行く決心をしていたので、入所する数日前。</p> <p>今後の情報提供についての希望は、入所決定までの間に、面接の中でその都度、疑問に答えるための説明が行われたので、そのようにしてほしい。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>入所の際の説明については、児童相談所に来た理由、施設での日課、服装、小遣い、施設を逃げた時の罰。里親制度については知らされていない。具体的な措置施設の決定の告知は、2週間前。施設に入所した後に受けた情報としては、母親が面会に来て家の様子を知った。</p> <p>施設での生活に不満はない。年上の子にいじめられるかと思ったが、そうではなかった。2回無断外出したが施設での不満ではなく、外の世界を見たかったから。</p> <p>今後の情報提供についての希望は特にない。</p>		

ケース報告者からのコメント

このケース事例を調査して、児童養護系施設の利用者への情報提供という観点から、いくつかの課題や現状の問題点を指摘することにする。

1. このケースでは、子どもは施設に措置される以前に他府県の一時保護所での生活を短期間体験していた。子どもが一時保護されている中で、施設措置の説明がされる時に、一時保護所との対比で施設の生活が説明されることもあるということを経験した。このケース担当の児童福祉司から説明があった。
現状では、一時保護所での子どもの行動観察記録などにより、措置委託先との関わりがあるが、それ以外の保護所との情報の交換はあまりない。委託先と保護所との交流がもっとあっても良いのではないだろうか。
2. このような非行のケースでは、保護者に問題意識の低いケースもよくあるが、このケースでは母親が非常に意識が高く、その分、丁寧な情報提供が行われている。保護者の意識の差異によって、情報の質や量が異なるということはあるが、現実には情報を与えることで逆に問題を増幅するような場合はあり得る。この問題をどのように考えれば良いのだろうか。
3. この母親は当初、施設措置先について、きょうだい非行行動を起こしていたため、別々の施設にしてほしいという希望を持っていた。通常、きょうだいは同じ生活場所を設定するが、逆の要望をしたのである。このケースの場合、児童相談所の判断により、同じ施設に措置され本児のみが問題行動を起こしており、児童相談所の判断は必ずしも否定されるべきものではないが、もし、母親の言うとおりできょうだいで崩れた場合には、一定の責任が問われるとも思う。
4. このケースでは施設措置にあたって、心理判定員も保護者への説明を行っている。このようなきめの細かい情報提供は、どのようなケースにおいてもされることが望ましいと思った。
5. 非行の子どもの場合、児童養護施設で再度崩れた場合、今度は児童自立支援施設であるという情報が、施設内の子どもたちの中で流れて形成されている。このケースでも、子どもが問題行動を起こした時に、半ば自虐的になったようである。また過度の虐待を受けてきた子どもの中に、自己評価が極度に低く、自分を責めるかたちで施設に入所することを認める子どもたちもいる。このようなタイプの子どもたちには、治療的な情報提供を行うこと、また既に施設で生活している子どもたちの情報管理の必要もあると思う。
6. このケースでは施設で問題行動を起こした時に、母親は自分が必要ではないかと引き取りを考えた。しかし、母親自身の生活の構築という問題と、本児が再度一時保護された時に数度無断外出し、問題行動を起こしたことで絶望感を持った。子どもと親との状況へのあきらめ感を支援し救い上げてくれたのが、児童自立支援施設のスタッフであったと言える。
7. このように養護問題のケースの情報提供は、委託先措置の時点だけではない問題を持っている。事前にケースの援助計画を策定し、ケースの見通しと、調整、変更なども想定し、保護者や子どもとそれをシェアしておくことの必要性を痛感した。

<p>ケース No. 2</p>	<p>性別および年齢</p> <p>男 13歳</p>	<p>ケース抽出上の類型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の施設を紹介したケース ・児童自らが積極的に施設入所を児童相談所に求めたケース
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は小学校の先生。虐待の疑い。長期休日の後によくタバコ跡等外傷がみられるので相談したい。児童相談所が学校とともに子どもに指導。もし何かあったら助けを求めるとセーフティネットを張っていた。父親の内妻からの虐待。本児が中学になった頃、家族に置き手紙をし家出。すぐに本児は指示されていたように中学校をやずねてゆき、中学校から警察へ。警察から児童相談所へ身柄付通告。</p> <p>主訴は、「実父は借金に追われ本児と別居中、同居している内妻よりせっかんを受けている」こと。一時保護の後、児童自立支援施設に措置。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>内妻に「出ていけ」と言われ、本児は「探さないでください」と置き手紙をして家出。その後、警察から身柄付通告。</p> <p>本児は一貫して家庭には戻りたくないと意志表示していたため、施設措置の方向で検討。教護性は低かったため、措置した児童自立支援施設以外に3、4か所の児童養護施設も子どもに提示した。しかし、本児の極端に萎縮した態度と学力の低さから、院内学校があること、きめ細かい指導で目が行き届くという選択の枠組みを考慮した結果、児童自立支援施設を父子にすすめた。</p> <p>父親には、子どもに家庭に戻るのかどうかといったことを考えさせていることを説明し、施設の具体的選択には参加させなかった。子どもにはその他の施設のパンフレットも提示したが、父親には措置施設のみ見せた。内妻とは接触なし。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>措置した時点で父親から同行したいという希望があったが、本児が拒否した。また入所当初も父親は面会に来たが、それでも本児は会わなかった。父親には本児が落ち着いたら連絡すると指導した。本児の希望は、児童相談所から一時保護所と身柄を護られてきた中で、自分が嫌なのに家庭に連れ戻されないかという不安があり、安全を確保してほしいというものであった。その他には希望はなかった。</p> <p>児童自立支援施設内の各ホームのどこで生活するかということについては、施設の方で決める。先に措置されている子どもの状態などを見ながら決定する。本児は調査した現在、施設に身柄はなく、就労指導のため措置停止中であった。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>虐待者である内妻と本児との関係から、施設で生活するのが適当であると判断されることや、施設に入所した場合の費用負担などの説明を受けた。</p> <p>他の施設については、2、3の施設の説明を受けた。里親制度の説明はなかったと思う。具体的な措置先の提示は、入所する数日前に説明された。その時には施設のアルバムを見せてもらい、施設の生活についての詳しい説明を受けた。</p> <p>今後、施設を利用する保護者にとって、どのような情報提供が行われるかという点での意見は特になかった。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>児童相談所や施設で、パンフレットや口頭によって、施設の場所、学校の違い、生活について説明を受けた。里親制度についても説明を受けた。具体的な措置施設名を提示され入所の決定を告げられたのは、入所日の一週間ほど前。施設入所後に受けた情報としては、虐待者である内妻が面会を希望していることなどを知らせた。この面会については、施設から断ってもらった。施設での生活の不満としては、施設内のホームを3回変えられたが、その理由の説明がなかった。その他の点では施設生活には満足している。</p> <p>今後の情報提供に関しては、施設の見学をできるだけした方が良いと思うと答えている。</p>		

ケース報告者からのコメント

このケースは、子どもが自ら保護を求めて児童相談所と関わったものであり、また複数の措置委託先の提示がなされている。このケースの調査をした結果から、いくつかの点について検討してみたい。

1. このケースでは、子どもの様子に気づいた学校が動いて最終的に児童相談所へ繋ぐことができている。また、児童相談所や関係者が子どもと関わり、子ども自身に緊急の事態があったときに、どのように動けば良いのかを教えるという情報提供をしている。このようなセーフティネットを張ることの必要なケースも多いが、この事例の場合はこれが非常に功を奏したと言える。

利用者のニーズというが、子どものニーズと親や保護者のニーズとの間に乖離があったり、真っ向から衝突する場合に、現状では児童相談所だけで判断し、責任を負う形になっている。平成10年から、児童相談所の一定のケースについては、児童福祉審議会の意見を聴取することになっているが、このような場合の責任のあり方については、曖昧さも残る。児童相談所の判断をバックアップすることの必要性を感じる。

2. このケースの子どもは非行に関しては、問題ないものの、結果として児童自立支援施設に措置されることになった。その理由としては、本児の過度の萎縮傾向から、きめの細かい指導をしてもらえということと、また学力が低く、施設内で学校教育も柔軟に対応できる素地が措置決定施設にあったからである。

児童自立支援施設では従来から院内学校を併設しているところが多いが、一般学校教育との内容の格差などから、学校教育の保障が求められている。しかし、多くの学校においては、このような学力に問題のある子どもへ、きめの細かい指導ができる場所は、必ずしも多くはないであろう。これは学校教育の問題であるが、子どもの社会的な保護とそのサービスの内容を考えた時に、措置委託先だけの努力を超えたところでのサービス格差が生じる可能性も指摘できるだろう。子どもの社会的保護サービスは、もっと広い角度から考えないと、その質の議論はできないという側面があることを感じた。

3. この措置先の施設では、子どもが入所した翌日に、保護者に電話で連絡を入れ、昨晚はよく寝ていたなど、子どもの様子を知らせることにしている。また一か月後を目途として、子どもの生活の様子や子どもの考えていることなども伝える努力をしている。養護ケースでは、親や保護者との関わりが疎になりがちだが、このようなきめの細かい取り組みは必要と思った。

4. この施設で、施設長に伺ったところでは、子どもが退所の目途を勝手に作り上げてしまうことが問題であるとのことであった。関係者からの情報の中から「いいとこ取り」をしてしまう。親や保護者、関係者が子どもの気持ちを支えようとして、期待を持たせる言い方をしてしまい、子どもがそれを都合良く理解してしまう。

逆に誰に聞いても「どうせあかんもん。」とやけになっている子どもも居るとのことである。ケースの問題と設定が明確にできていない場合は、非常に指導が困難であるとのことであった。

子どもにとって最も関心のある情報とは、「いつまで施設で生活するのか」、「ここで生活していて、その後どのようにするのか」というものであるのかも知れない。

ケース No. 3	性別および年齢 女 16歳	ケース抽出上の類型 ・高校生ケース ・保護者や児童が積極的に情報提供を求めたケース
<p>ケースの主訴および保護経過の概略</p> <p>初回相談者は中学校の先生。主訴は「2学期に入って全く登校しない。父子家庭で監護も十分なされていない」というもの。教員が父親を指導するも父親動かず。継続して在宅指導を試みるが、3年になっても不登校が続き、再度中学校より相談される。</p> <p>児童相談所は本児と面談する。本児の希望は生活を変えたいというものであった。また父親とも面談したが、児童相談所に対しての拒否感はなかった。しかし、調査の中で父親が本児に対して性的いたづらをしている疑いが出てきた。本児の心理判定を行うということで保護者も同意の上、一時保護。本児も直接に施設へ措置されるよりは、一時保護してほしいという希望。本児との話し合いの中で、施設措置。</p> <p>しかし、施設に措置された後、施設内で性的問題を起こし、措置変更で里親に委託。</p>		
<p>児童福祉司へのヒアリング調査の概要</p> <p>父親の意向は特になく、「子どもに任せます」といった感じ。本児が「直接施設に措置されるのが不安」と表明したため、一週間一時保護。保護中に措置を想定していた児童養護施設に父子で見学に行った。</p> <p>措置先の選定は児童相談所で行った。中学3年生になっていて、不登校を長期にしていたこと、学力と高校への進学という要因があったので、比較的進学可能な学区と院内学校を併設しているということで措置施設を選定。父親は、元から養育放棄に近く、また本児も公園で夜遊びをするといったところもあったため、施設措置に抵抗はなかった。</p> <p>措置変更の理由については、父親・里親ともに真の理由を告知していない。「施設では落ち着いて勉強できないので、落ち着いた環境を提供するため」と説明している。父親には「本人の希望による」と説明した。父親は、「子どもが決めることだし」とのこと。里親の制度に関しても、里親自身のことについても聞かなかった。里親には「施設での人間関係がぎくしゃくしていること」と「本児が看護学校への進学を希望しているため学習環境の保障をしてほしいこと」を伝えた。</p>		
<p>措置先へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童養護施設には、父子で事前に見学に来た。父親の子どもに対する態度は、「まあ頑張れよ」といった程度のもの。関与度は低い。施設に対しても、特に希望は言わなかった。本児からも切実な質問や要求はなかった。措置直後も問題なく、どちらかと言えば「久々にいい子が来た」という印象。</p> <p>しかし、本児が措置された後に施設にやってきた女兒にかき回され、引っ張られる中でストレスが増し状況が悪化した。また、本児が進学できた高校は、どちらかと言うと学区では低いレベルで荒れている。本人の思うような高校のイメージとは違うことも要因としてはあった。このような中で、施設での問題行動が起きた。</p> <p>措置変更については、施設から児童相談所へ依頼。</p>		
<p>保護者へのヒアリング調査の概要</p> <p>児童相談所から委託予定の里親について具体的な説明を受けた。以前から色々と説明を受けていたので、特に詳しい説明は求めなかった。措置決定については、約2週間ほど前に告知された。</p> <p>今後の情報提供の希望については、今回程度で良いと思う。</p>		
<p>子どもへのヒアリング調査の概要</p> <p>児童相談所から事前に里親について説明を受け、候補の里親宅を訪問した。その他にも2か所の里親について情報を提供され説明を受けた。約2週間前に意志確認がされ、決定した。里親に委託されてからは特別に情報提供はない。不満については、里母が厳しすぎる。子どもの気持ちを理解していないように思える。しかし、普通の家出もあることと我慢した。</p> <p>今後の取り組みとしては、見学や実際に1日体験生活をするのも良いと思う。</p>		